

## キャッシュカードによるATM利用制限の一部変更について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、振り込め詐欺等金融犯罪からご高齢のお客さまの預金をお守りするため、一定の条件に該当するお客さまのキャッシュカードによるATM利用について制限をしておりましたが、2021年1月18日（月）より、制限内容を一部変更いたしますので、変更後の内容について下記のとおりお知らせいたします。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。当行では、お客さまの大切なご資産をお守りするため、今後とも振り込め詐欺等金融犯罪の被害防止に取り組んでまいります。

## 記

## ＜変更後の制限内容＞

	ATMでの振込	当行以外のATMでの払戻
対象者	「70歳以上」かつ「過去3年間以上」キャッシュカードでのお振込をご利用されていない個人のお客さま（個人事業者は除きます）	「70歳以上」かつ「過去1年間当行以外のATMでキャッシュカードでの現金払戻をご利用されていない個人のお客さま（個人事業者は除きます）
制限取引	当行キャッシュカードを利用したATMでの振込取引を不可といたします	<ul style="list-style-type: none"> <li>当行キャッシュカードを利用した当行以外ATMでの現金払戻取引に、限度額（20万円）を設定いたします</li> <li>当行ATMでの現金払戻取引には制限はありません（1日あたりのキャッシュカードご利用限度額の範囲内）</li> </ul>
制限解除	可能です（当行窓口にご相談ください）	
制限解除後の再制限	以下の場合、再度制限をさせていただきます <ul style="list-style-type: none"> <li>制限解除日から1カ月後の応当日までに振込取引が行われない場合</li> <li>直近振込日から3年間振込取引がない場合</li> </ul>	以下の場合、再度制限をさせていただきます <ul style="list-style-type: none"> <li>制限解除日から1カ月後の応当日までに当行以外のATMで現金払戻取引が行われない場合</li> <li>当行以外のATMでの直近払戻日から1年間現金払戻取引がない場合</li> </ul>

## 《関連するSDGs》



ターゲット  
16.4  
組織犯罪をなくす

## SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言〜もっと、ずっと、地域と共に。〜」を表明しました。

以上

